

賀川事業団雲柱社への寄付金（賛助会費含む）は

税法上の優遇が受けられます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社は、寄付金の「税額控除」適用法人として 2017（平成 29）年 7 月 12 日に、東京都知事より証明を受けました。現認定期間は、2017（平成 29）年 7 月 12 日から 2022（令和 4）年 7 月 11 日までとなっております。

これにより、当法人に対する個人の方の寄付について、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人（公益財団法人等。所得税法施行令第 217 条）に対して適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。

◇個人様の寄付の場合（以下の、いずれか一方を選択する）

1. 「所得控除」適用の場合

その年の寄付金支出額 — 2 千円 = 所得控除額 (従来の制度)

↑ 総所得額等の 40% が上限

2. 「税額控除」適用の場合

(その年の寄付金支出額 — 2 千円) × 40% = 税額控除額

↑ 総所得額等の 40% が上限

↑ 所得税額の 25% が上限

確定申告の折に当法人が発行する領収書（寄付金受領証明書）を添付する必要があります。寄付金受領証明書は相当期間大切に保存してください。

必要書類等の詳細については、お近くの税務署、地方自治体にお問い合わせください。

◇法人様の寄付につきましては、従来と変わらず、特定公益増進法人に対する寄付に適用される、別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

皆様からいただく寄付金は、当法人の「寄付金等取扱規程」をもとに有効に使用させていただきます。賀川事業団雲柱社の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ご支援をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社

Tel 03-3302-2855 Fax 03-3304-3599

Email office@unchusha.com